

## 衛星放送ワーキンググループ（第11回） 議事要旨

### 1. 日時

令和6年8月28日（水）15時00分～16時46分

### 2. 場所

WEB会議

### 3. 出席者

#### （1）構成員

伊東主査、音主査代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、長田構成員、  
林構成員

#### （2）オブザーバー

一般社団法人衛星放送協会、スカパーJ S A T株式会社、全国町村会  
一般社団法人電子情報技術産業協会、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、  
株式会社放送衛星システム、一般社団法人放送サービス高度化推進協会

#### （3）総務省

赤阪大臣官房審議官、佐伯情報流通行政局放送政策課長、村上同局放送技術課長、  
坂入同局地上放送課長、岡井同局衛星・地域放送課長、増原同局国際放送推進室長、  
細野同局放送政策課外資規制審査官、  
渡邊同局放送技術課技術企画官兼地域放送推進室技術企画官、  
宗政同局地上放送課企画官

#### （4）ヒアリング

スカパーJ S A T株式会社 小川取締役執行役員専務宇宙事業部門長  
株式会社放送衛星システム 浜崎特別主幹

### 4. 議事要旨

#### （1）衛星放送に係るインフラコストの低減について

- ・スカパーJ S A T株式会社及び株式会社放送衛星システムから、資料11-1（構成員限りで配布）に基づき、説明が行われた。
- ・各構成員等から以下のとおり意見があった。

【伊東主査】

それでは私から確認させていただきたいことがございます。納品するまでにかなりの時間がかかる部品、長納期品と資料には書いてございますが、これを先行発注する、あるいは全く同じ仕様で同時発注するというを実施した場合、1機目の打ち上げがうまくいったときには、これらの部品は無駄になるわけではなくて、2機目にそのまま転用できるという理解でよろしいのでしょうか。その辺り、もう少し御説明いただければと存じます。

【株式会社放送衛星システム（浜崎特別主幹）】

BSAT1、BSAT2のときもそうだったのですけれども、直ちに上げるという必要はございません。同時に2機つくったときでも、メーカーからは5年程度の保管は問題がないと言ってきていますので、3年後でも4年後でも5年後でも2機目を上げるということであれば、保管料に対して設計料というのは高いので、設計料よりも保管料のほうが安くて何とかなるかなと思っています。

それと先行発注、先ほども申し上げましたけれども、トラポンなどは少なくとも2機目のときに右旋は多分、間違いなく使うだろうということであれば、その分を先に確保すると、あるいは他の部品でも2機目にきつと使うであろうというものであれば先行発注をするということもあり得るのではないかと、これは我々もメーカーから勧められる方法ではあります。以上です。

【伊東主査】

うまく発注すれば無駄になることはなくて、1機目の打ち上げが成功した場合でも2機目に転用できるので、その際に保管料は必要にはなるけれども、それは新たに設計するときの設計費用よりは安いだろうというようなお話でございました。どうもありがとうございます。

【飯塚構成員】

御説明ありがとうございました。こちらにメーカー案と、それからメーカーの見解ということで2つお示しいただいているのですけれども、これらはコスト面から見たときに、そんなに差はないと考えてよろしかったでしょうか。コスト削減をしていくところが目的の一つということから考えますと、この2つのオプションのうち、どちらのほうがより低減の可能性が高いのかというところ、もしくはそういった可能性はほとんどないと理解すればよろしいのか、教えてください。お願いします。

【株式会社放送衛星システム（浜崎特別主幹）】

長納期部品ということではありますと、いずれ本当に購入することが必要な部品であれば、これは本来なら1度に購入したほうが安くなります。実際、我々も2機同時製造したときに、1度に部品を買うほうが大変効率的で安くなりました。

それと同時発注。同時発注のときは、先ほども申し上げましたけれども、設計及び設計審査会

は1度で終わります。それに部品の調達も製造も同じクルーで続けて、あるいは同時にすることができるので、2機同時発注というのは大変安くなります。どのくらいといいますか、今までの我々の経験で言うと、2割ぐらい同時発注だと安くなりました。あるいは、全部ではないけれども先行発注して同じような時期に部品を用意しておけば安くなる、そういう可能性はあると思っております。

#### 【飯塚構成員】

ありがとうございます。一つがスケジュール短縮に対するメーカー案ということで、長期納品の先行発注ということで、これは納期短縮のためのオプション提案という理解をしておりますし、下の同時発注についても短縮ができると書かれておりました、この2つの方法があると理解したんですけども、それぞれにおいてコストというのはそんなに変わらないものなのかという理解でよろしかったのかということでした。

#### 【スカパーJ S A T株式会社（小川取締役）】

安くなる点については同じでございますけれども、2つ目に書いてあります2機同時発注という点については、2機を同じ時期に仕様を決めて発注するということになります。1機目を発注する時点で2機目の仕様まで確定させるということで、2機目の設計の自由度というものを失うことがデメリットとして存在していることを追加でコメントさせていただきます。以上でございます。

#### （2）衛星基幹放送の認定における通販番組の扱いについて

- ・事務局から、資料11-2に基づき、説明が行われた。
- ・各構成員等から以下のとおり意見があった。

#### 【大谷構成員】

今の御説明、伺いまして、最初から感じていたことでもありますけれども、衛星放送の将来を考えますと通販番組ばかりという、そういう単調な番組編成になってしまうことは、衛星放送本来の魅力を損なってしまうことになるのではないかなと感じております。それこそインターネット経由で利用者が自分の欲しい商品やカタログなどを自ら検索して多数のサイトを見比べることが可能であるものに比べますと、見劣りしてしまう面もあるのではないかと思います。これまでのヒアリングで、それぞれの番組で取り扱う商品の選定に留意していただいたり、あるいは地方産業の応援などを行うと、それぞれの工夫を凝らしていただいているということは衛星放送協会様の御説明からも理解したところですが、衛星放送全体の価値を高めて視聴者にこれからも衛星放送を見る選択を続けてもらうためには、コンテンツの多様性を確保する取組が必要だと思っております。それが最終的には衛星放送の事業主体である事業者の持続可能性に資するものだと思いますので、そういう意味でも絶対審査に何らかの基準を盛り込んでいくことは一つの方

法だと思っております。また、放送事業者の編集の自由を尊重する観点からは、通販 100%だから審査基準を満たさないと基準を設けてしまった仕切りをしてしまうことが、直ちにそういう基準に改めることは行き過ぎになるかもしれないと思っておりますけれども、事業者自身が自主的に番組の多様性を増やしていただく、その取組を促すために何ができるかというのを考えていくことが必要だと思っております。

ひとまず、このワーキンググループでは報告書をまとめていくに当たって、現在の衛星放送が抱えている課題であるとか、つまり視聴者が少ないとか、視聴者の年齢層に偏りがあるような事実関係があるのであれば、そういったファクトを定量的に明らかにして、その中でできれば違う方向に持っていくべき、取り組むべき課題というのを定量的に明らかにしておくことも必要ではないかなと考えております。これまでのヒアリングでも、幾つか定量的なデータがそろっている部分もあるかと思っておりますので、そういったことを組み合わせながら、また少し収集していただいたり、将来的にはアンケートなどを取っていただくことも必要になるかもしれませんけれども、エビデンスベースでのソリューションが図れるように少しファクトを確定していくことも、引き続きの取組の中に考慮していくべきではないかと思っております。質問というよりはコメントとして発言させていただきました。私から以上です。

#### 【岡井衛星・地域放送課長】

事務局でございます。コメントということでしたけれども、御指摘ありがとうございます。まさにおっしゃるとおり、これまでのヒアリングの中でも明らかになってきたデータも含めまして、今後の検討の中でそういった事実、それからファクトに基づいて検討が進められるように我々としても配慮していきたいと思っております。また、基準について可とした場合に、どのような基準を設けるかという観点から様々な考えられるところですが、これも御指摘いただいたとおり、放送番組編集の自由を損なうようなものでないことというのは非常に重要な観点と思っておりますので、そういった守るべきものにはしっかりと配慮しつつ、検討していくことが重要かと思っております。以上でございます。

#### 【落合構成員】

これまでの議論をまとめていただいていたと思っております。その中で、絶対基準としての審査をしていく中でどういった点を見ていくのかですが、これまで御議論があったような多様性という点は非常に重要な点でありまして、今後もしっかりと検討していくことが極めて重要になるだろうと思っております。この際に多様性というものの自体が、今回、衛星放送という枠組みの中で特に専門的なチャンネル、通販番組が多いというのも含めて、そういったものを配信する手段である現実については一定程度、それを踏まえて議論していくことはあり得るのではないかと思っております。地上基幹放送と同じ基準で完全に多様性を見てしまいますと多少厳しくなり過ぎるところもあるかもしれませんし、また一方で、ある一定の視点でもってコンテンツとして専門的にまとめられているものを見ること自体が、一概に否定されるようなものでもないだろうとは思

ます。この点については評価において、少し柔軟性を確保していくことはあるのだろうとは思いますが。ただ一方で、できる限り実際の視聴者の状況や、番組の分類であったりはしっかり数字でも分かるようにして、それを評価していくことは、これはこれで大事な取組になるかなと思います。そういった意味では大谷構成員がおっしゃられていたエビデンスベースにできるところはしていくことが重要であろうと思います。最終的には、この多様性自体が定性的な要素であろうかと思っておりますので、定量的なものは最終的に判断の補助材料にとどまる部分もあるのかなとは思いますが、とはいえ、できる部分についてはしっかりエビデンスベースであるということは重要であろうと思います。

第2点で、通販の消費者保護、視聴者保護に関する部分であります。こちらも非常に重要な点でありまして、しっかり取組を進めていけるような審査基準にすることが重要であろうと思えます。その中では1点、まずありますのは、官民共同の取組になっている場合に、NHKの必須業務化の際にも論点になった点ではあると思いますが、最終的に法制度に結びついているガバナンス、この柱がしっかり通っているような官民共同の枠組みになっているかどうか、これは大変重要な点だと思います。ぜひそういった点は最終的な取りまとめに当たって、最終的には是正を促す権限などをどういう形で確保するのか。ただ、他方で放送番組に関わることではありますので、一般の他の協会に対する是正に関する処分であったり、命令であったりということは異なる面はあろうかとは思っておりますので、こういった点も、考慮していただくことは重要であろうと思えます。

第3点としましては、この消費者への保護に係る部分については、これは相対的には放送番組に関する編集の自由という側面もあろうかとは思いますが、逆に取引としての側面もかなり強くなってくる部分があろうかとは思いますが。そういった部分については、しっかり実効性を持った対策をしていただくことはより強く要請していくことは、多様性の論点に比べるとあり得るのではないかと思っております。この際に見ていくべき視点としましては件数の点があります。件数が一定程度、積み上がっているということもそうですが、全体の件数そのものだけではなく、その消費者の実際の金銭的な被害にどのくらい密接につながっているものなのか、それが大きく生じる可能性があるものなのか、こういった特に実態的な被害の程度が大きくなる可能性があるものなのかを踏まえて、よりしっかり取組を進めていただくことが重要なのだろうと思っております。その点については、件数だけで見ますとやや四角四面になるところがあると思っておりますので、一定程度、そういう質的な部分というのも評価の余地があるのだろうと思っております。以上です。

#### 【岡井衛星・地域放送課長】

様々御指摘をありがとうございます。また、いただいた中で大谷先生と共通する部分もございませうけれども、エビデンスに基づいた検討をしていくというところを重く受け止めたいと思っております。また今後、報告書をまとめていくに当たりまして様々な御示唆を書いたものと思っております。特にそのような取組について、どのような形で実効性を担保していくかといったところには配慮しながら文章を作っていくたいと思っております。

また、最後の部分になりますけれども、件数にとどまらないということもありますけれども、

我々でより実態が深く把握できる場所がありましたら、また様々確認をした上で検討に、あるいは報告書の中に落とし込んでいければと思っております。せんだっての御発表の中で約1万件という件数もあり、これらは内訳がどの程度明らかになるかが明確にはなっていないところがありますが、例えばどのような案件に関するデータかといった点はプレゼン資料の中にも示されております。分かるもの、分からないもの両方あると思っておりますけれども、できるだけそういったエビデンス、データについて具体化して考えていけるように取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

#### 【林構成員】

2点ございまして、電監審の要望も踏まえて丁寧に御検討くださりまして誠にありがとうございました。昨年11月の衛星基幹放送の業務の認定に関連する審査基準について申し上げますと、周波数割当てという観点から、通販100%番組が適切かという観点があったかと思っております。また、長期的に見ると、事務局からもお話が少しあったかと思っておりますけれども、安易に通販番組に頼り過ぎることで番組全体の質の低下や、あるいは視聴者離れの加速といったものを招きかねないことも危惧されるということが背景としてあったかと思っております。それらの観点を踏まえて2点コメントがございます。1点目は今日、事務局から御提案、御提示いただいた2つの視点のうちの1点目の衛星放送における多様性の確保という視点ですけれども、この点についてですけれども、絶対審査基準の中にも位置づける方向性もあるのではないかというお話でしたけれども、私もこの方向性は十分あり得ると思っております。その場合、例えば、通販番組の割合の基準化というものを絶対審査基準の中に入れ込んだ場合に、数ある番組ジャンルの中で、なぜ、通販番組だけを基準にするのかということについて、総務省の政策判断としては、1視聴者としてみた場合にこの政策判断というのは十分に理解できるわけですけれども、他方で、先ほど大谷構成員もおっしゃったように、放送事業者の編集の自由というものに十分配慮することも要請されますので、丁寧に関係者の理解を得る必要があるのかなと思っております。また、放送事業者の編集の自由を極力尊重したものとすべく、何らかの審査基準を設ける場合には基準の恣意性であるとか抽象性というものできるだけ排除する必要があるのではないかと思います。これが1点目であります。重複して恐縮です。

2点目は、2つ目の消費者・視聴者への配慮という視点なんですけれども、私は第2回のワーキングで、欠格事由としての法令違反がないことについて、電波法とか放送法だけでなく、先ほど落合構成員もおっしゃられた消費者取引という側面にも鑑みて、景表法といった消費者法令を広く含めて法令違反の履歴をしんしゃくすべきではないかということをお願いすることがございます。これはネガティブチェックリストとして、視聴者・消費者への配慮というものを幅広く考えようとしたわけですけれども、もちろん、そういう方向性も考え方としてあり得るかと思うんですけれども、逆の発想としてポジティブリストみたいな形で、視聴者とか消費者保護へ積極的に、あるいは真摯に対応した事業者は、これをその分、評価するということもあり得るのか

なと思いました。例えば消費者問合せ窓口について充実しているとか、そういった具体的な取組について、その辺り、項目を整理した上で、それを比較審査で配点の重みづけをすることもあり得るのかなと思います。項目の選定等に当たっては、各種事業者団体ともコミュニケーションを図りながら詰めていく必要があるかと思えますけれども、通信の世界ではこれまでも周波数の割当てにおける過去の開設指針において、電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策というものが、たしか比較審査項目に入っていたかと思えますので、そういった意味では放送における周波数の割当てとか、事業者の認定においても同様の項目を設けることは可能であるし、かつ必要なことでもあるのかなと思います。すいません、長くなりました。以上です。

#### 【岡井衛星・地域放送課長】

ありがとうございます。今後の、特に検討の中でも考慮すべき重要な事項の指摘があったと受け止めております。2点御指摘をいただきましたけれども両方に共通するお話として、例えば絶対審査基準あるいは消費者保護の対策につきまして、まだまだ、これからどのような形に実現していくかということについては慎重な議論が必要とも思っておりますので、いただいた御指摘も踏まえながら丁寧な議論を進めていければと思っております。

また、そのうち1点目ですけれども、基準について、特定のジャンルがなぜ狙い撃ちになるのかといったご指摘もありましたが、基準を設ける際の理由づけはまさにこれから、仮に導入する場合は慎重に考えていくべきところであろうと思っております。また、先ほどの落合先生の御指摘とも重複いたしますけれども、多様性の確保をどういうふうに図っていくのか、特に衛星放送の場合は専門放送と総合編成、これらが両方とも存在している環境がありますので、全体の中でどのように多様性を図っていくのかというような視点も重要になってこようかと思っております。

それから2点目、欠格事由という考え方につきまして、また第1回、第2回の御意見をさらに進める形で今、御示唆をいただいたと思っております。そのような形でポジティブな要件が入れられるかどうかということも含めて今後議論していければと思っております。以上でございます。

#### 【長田構成員】

先生方の御指摘、それぞれ賛成をして伺っておりました。その上で総務省としてできることは、ぜひいろいろやっていただきたいということに加えて、放送事業者の皆さんにもぜひお願いをしたいなと思っているのは、通販番組という整理になっていて、広告とは基準が違う形で編集の自由とか、そういう話になってしまうわけですけれども、ただ、落合先生も御指摘のように結局、それぞれに通販番組の場合は販売元である事業者さんと視聴者の間での実際の取引というか、契約があるということになりますので、そういう場合に消費者に対して何か誤認を与えていないかとか、いろいろ、そういう視点からの厳しい目で御自身たちの放送されている番組のありようについても自主的な基準を、ぜひ持っていただければいいんじゃないかなとは思っています。これ

から 30 分以内がお得です、みたいな呼びかけとか、それから様々な注意喚起などを含めた、文字での注意喚起がされていたりするわけですがけれども、短い時間しか映っていないくて、それが非常に読み取りにくいこと、それから通販番組、御覧になる方、高齢の方が多様な相談もそういうのがあったと思いますけれども、や、それから今はいろいろスマホでこれを見てくださいみたいな、そういう働きかけもやっていたらと思いますけれども、それにササッと対応できるような状態ではない方々という方もいらっしやいますし。テレビの場合は、特に電話での注文という形になってしまって、その電話で丁寧な説明がされているのかどうか、それは場合によっていろいろだと思いますけれども、今、買わないとお得じゃないわと思いついていらっしやるような様々な状況があると思いますので、そういうものに対して、こういう表現は誤認を与えないか、とかということを含めて皆さん、放送事業者でも、ぜひ自主的な基準みたいなものを御自身で作っていただくことも大切ではないかと思っています。そして、その行動そのものが先ほど林先生の御指摘にあったような、そういうポジティブなリストに載っていくことになるんだと思います。以上です。

#### 【岡井衛星・地域放送課長】

主に消費者保護の観点から、重要な御指摘をありがとうございます。総務省としてやれることはやっていくのはもちろんのことでございますけれども、その中で射程に入ってくるものとしては、放送法、電波法に基づくものというスコープで行っていくのかなというところは考えております。ただ、それ以外にも、もちろん所管省庁は異なりますけれども消費者保護、あるいは事業者の取引、そういったものを規制する法律はございますし、また、既にショッピング番組を行っていたらっしゃる方々におかれましては、そういった法令の遵守についても取り組んでいただいているものと思っております。

また、衛星放送協会様の放送基準であったり、あるいは広告放送のガイドラインであったりと、そういったものも、それらの法令を遵守する方向でしっかり定められているものと思っております。今後のお話といたしましては、そういった法令遵守を既にしていただいている中で、視聴者・消費者保護の観点からより強化できるものがあるかどうかといったところが、まさにこの実効性のある取組につながっていくのではないかと思っておりますので、それらについて具体的な検討を進めていくことを念頭に置いて、引き続き検討を続けていければと思っております。以上でございます。

#### 【音主査代理】

そもそもこの件に関しましては電監審の要望というところから始まっていると認識していますし、当初3枠のところ、結果的に3つの事業者のみが審査対象になったということで絶対審査になった。そのうちの2つが通販系だったというところから始まっていると思います。ただ、今回通りました2つの事業者というのは、もともと通販でサービスをということ非常に長くやってきたところだと認識をしております。問題になっているのは、この後も絶対審査の枠のところ

に非常に専門的な、特に通販系のようなチャンネルが増えるのではないのかということへの懸念というお話だったんだと思います。そのことからすると、やらなくてはいけないのは、一つは何人かの構成員の方がおっしゃったエビデンスかだと思います。第6回WGのときの御報告をお聞きしておりますと、一方では事業者側の自主的な活動ということに御説明があり、もう片方で消費者側というところでは、通販番組に関しての御相談ということだったんですけれども、これは衛星放送に限らず、多分視聴者の方々からすると地上放送の通販番組も含めて相談が来ていた、言うなれば数字が随分、衛星ということではなくて放送全体の中でのデータという、やや衛星の話しながら地上波含めた話になったと認識をしています。そのことからすると、まずは編集の自由というものの配慮、特に衛星放送協会さん含めて自主的な取組というものがどこまで機能しているのか、それ、確認をすることが大事だと思いますし、その際のときに私、JADMAのお話も少し触れたかと思いますが、現実には幾つかの、とか、サービスに関してのチェックの仕組みというものがありますので、それをどう展開していくのかという話だと思います。それから、加えて、この後、同じようにチャンネルの募集したときに通販系がどんどん増えていくのかということを見ると、事業者の側も言うなれば市場の原理の中で事業のありようというのを日々検討していると私は思っております、例えば直近のことを考えてみますと、通販系の衛星チャンネルと映画系の専門チャンネルが合体をして新たなサービスづくりを今、しようとしている。まさにそれは利用者たちのニーズというのを検討している中で出てきたものだと思っております。その辺りの市場性ということも含めて、多様性というものが事業者の自主的な作業の中でも出てくるとも、大事にしなければいけないものだというのを改めて感じました。その上で先ほど林先生が御指摘のように、まさにそれらの活動、自主的な活動というものをポジティブに評価する仕組みというものも併せて検討する必要があるのではないのかなと思います。私からは以上です。

#### 【岡井衛星・地域放送課長】

事務局でございます。主に多様性の観点から、これまでの会合での御発言、JADMAに関するものも含めて御指摘をありがとうございました。

1点振り返りをいたしますと、第9回のワーキングの際にたしか飯塚先生から、相談件数の内訳についてこれは衛星放送に関する相談なのかと御質問いただき、そして国民生活センター様から、この内訳は出ないのですという御回答をいただいたものと理解をしております。それらも踏まえまして、エビデンスに基づくことは当然でありますので、より総務省も含めて精度を高められるものがあれば高めた上で、それらに基づいて今後の絶対審査に関する基準を設けることの可否、あるいは可とする場合にどのような基準を設けていくか、今、御指摘いただいたポジティブな方向というものも含めて考えられればと思っております。

また、御指摘いただいた点はまさに衛星放送の持続可能性と資料に入れさせていただいたところとも関連すると思っておりますけれども、様々基準を設ける上で考えるべき要素がございますので、今、いただいた御指摘などもしっかりと下敷きにした上で考えていければと思っております。以上でございます。

【伊東主査】

どうもありがとうございました。勉強不足で一つ教えていただきたいのですが、通販番組にも番審は設置されているのでしょうか。

【岡井衛星・地域放送課長】

ありがとうございます。番組審議委員会は設置されております。放送法で申し上げますと6条の中で読んでいくものですが、こちら、総合放送の方々も含めて設置されているものであり、その中で通販番組を議論するケースというものはあり得ます。すべての放送事業者は放送番組の適正を図るために放送番組審議機関を置いており、その中で考えていくというものになっております。

【伊東主査】

ということは、通販番組を専門にやられている局でも、番審で放送内容についての審議は従来から実施されているという、そういう認識でよろしいのですね。

【岡井衛星・地域放送課長】

結構でございます。

【飯塚構成員】

構成員の方々の御意見に賛同をいたしますので重複してしまうかもしれませんが、編集の自由の観点ということから、まずは自主的な取組を尊重していただきまして業界としてのガイドライン、それにきちんとのっとして、まずは運用していただき、それに従っている事業者、従っていない事業者というのを業界内でチェックをして、従っていない場合には注意喚起をするような形で自主的な取組を進めていただいて、それでも問題が解決されていないような場合には認定基準において何らかの基準を設けていくという、段階的なステップというものも考えられるかもしれませんということで発言をさせていただきました。以上です。

【岡井衛星・地域放送課長】

事務局でございます。御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、今後どのような形でこの取組の実効性を高めていく、そして基準を設けていくかというところがありますけれども、基準を設けることありきというわけではなくて、このような観点で今後の議論を進めていくのが適切ではないかという点から御提案をさせていただきました。まさにその基準の在り方といたしまして、まずは自主的なところから取り組んで、さらに制度に反映させていくような形もあると思いますし、また、それらを同時に進めていくようなやり方もあると思いますし、それぞれにおいてしっかりと議論を進めていきたいと思っております。以上でございます。

【一般社団法人日本民間放送連盟（高田企画部長）】

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、4Kの衛星放送の経営環境でございますけれども、思いの外、厳しい状況でございます。既存の民放事業者は、ある意味、歯を食いしばって4K衛星放送の維持、発展に尽力をしておりますけれども、先般の事業者認定の状況見ますと多くの新規参入が見込める状況ではなくなっているようにも感じます。今後、審査基準について検討されるということでもありますけれども、結果的に新規の参入がさらに難しくなると4K放送全体の発展に影響が出かねないとの視点も重要かと存じます。

また、国民視聴者にとって通販番組は商品やサービスの有益な情報が手軽に入手できる生活情報番組であります。私ども民放事業者にとって、経営の上で大事な存在でもあります。先ほどの岡井課長の御説明は、こうした趣旨を既に含む内容であったと思いますけれども、ぜひ慎重かつ丁寧に御検討いただくことを改めてお願いしたいと存じます。

【伊東主査】

私が勉強不足で分かっていないのだろうと思うのですが、今日の資料では多様性という単語がキーワードになっていたと思います。放送メディアにとって多様性の確保は極めて重要なことであるのは理解しているつもりですが、ここで言っている多様性には2つの意味があるように思えたので、それで正しいのかどうかを事務局に教えていただきたいと思います。

一つは、衛星放送全体としての放送番組の多様性で、これは衛星放送を全体で見たときということかと思えます。もう一つは、例えば認定された個々のチャンネルごとに放送番組が多様性を持っているのかどうか、そういう意味もあるように思えます。今日の資料の多様性は、この両方の意味で使われているのか、その辺り、もう少し分かりやすく教えていただくとありがたいので、よろしく願います。

【岡井衛星・地域放送課長】

事務局でございます。前提になる部分の御指摘をありがとうございます。事務局からの説明、不足しておりまして失礼いたしました。今、おっしゃった点ですけれども、多様性というお話をする場合にその両面があるかと思っております。まず1つ目、衛星番組全体、衛星放送全体ということでは、もちろんこの資料の中で強く認識しているところですが、これらは先ほど例えば審査の基準のところで御覧いただいたように、衛星の複数のチャンネルが全体を構成する中で内容の多様性が図られていくことを意識するものでございます。

もう1点、多様性という観点から個々のチャンネルの多様性というような観点もございます。ただ、これは御案内のとおり、総合編成と専門放送の両方がありますけれども、専門放送の場合は特別な計画によるものということで、その番組の中での多様性といいますか、番組調和原則は関わらないような形になっております。総合編成の場合は番組調和原則が関わる形で報道、娯楽、

教養、教育、この4つの分野について、その間の調和を保つようにする法律が設けられておりまして、総合編成の中でまさに多様性というものが確保されるようになってきているところでございます。他方、特別な計画によるもの、専門放送と言われているものは今の4分野について調和を保つような原則がかかっておりませんので、個々のチャンネルの中で特定の分野について専門的に放送することも認められている状況でございます。ですので、全体での多様性、それから個別の観点での多様性、その両方があるというのがまず、法体系の構成するところでして、かつ今回の資料の中で認識していたのは主に衛星番組全体での多様性といったところ、専門放送と総合編成、どちらも含む全体での多様性を認識してこのような資料とした次第でございます。以上でございます。

### (3) 各検討項目に係るこれまでの議論・検討等について

- ・事務局から、資料11-3に基づき、説明が行われた。
- ・各構成員等から以下のとおり意見があった。

#### 【林構成員】

ありがとうございます。事務局におかれましては丁寧に整理、おまとめいただきまして、ありがとうございます。基本的な方向性として、私もこの取りまとめに異存はないところでございます。

1点、地上波代替における衛星放送の活用についてお聞きしたいんですけども、先ほど事務局説明においても県域放送との整合性を図る必要があるということでもございましたけれども、例えば放送対象地域と同じ範囲でエリア制御をかける場合、地上波代替といっても、これはあくまで、衛星放送を放送として位置づけるということであれば法令上のルールに基づいて行う必要があるかと思えます。そこで、まず確認なんですけど、地上波代替における衛星放送の活用という場合の衛星放送はあくまで放送であって、通信という位置づけではないということでもよろしかったでしょうかということでありまして、もし、通信という位置づけでしたら、radikoのように法令上のルールに基づかなくても、エリア制御は民々における調整の結果として可能であると思えますので、まず、その点、確認させていただければと思います。また、県域放送との整合性を図る観点から視聴者管理、視聴制御について考える必要があるということについては、おっしゃるとおりだと思いますけれども、これは事業者側の対応と視聴者側の機器の対応という2つの側面があるかとも思えます。その双方について対策を考える必要があると思うんですけども、その場合、双方について総務省としてのある種の支援策というものも併せて検討いただきたいなと思えます。特に視聴者側において追加の費用がかかる場合には、そのように言えるのかなと思いますので、この点もコメントさせていただければと思います。以上です。

#### 【岡井衛星・地域放送課長】

御指摘ありがとうございます。地上波の代替の部分について2点頂戴いたしましたけれども、まず1点目、衛星代替という場合、地上波の代替としての衛星については、放送を念頭に今、検討しているところでございます。その結果といたしまして、先ほど認定主体というようなお話もありましたけれども、まさに放送の仕組みにのっとって、地上波で送られている番組を衛星放送を通じてどのように送ることができるかといった点の検討になると考えております。

それから2点目ですけれども、こちらについては頂いた案も含めまして、特に視聴者側に対する支援は重要であると受け止めております。先ほどの視聴制限もそうですけれども、送信側に対する支援、それから視聴者側に対する支援、どちらも重要な事項と受け止めつつ、その在り方については、それぞれ変わってくるところがあると思っておりますので、また、タイムスケジュールについても送信側は若干前に来るのかなというところもありますし、他方、受信側については先ほど申し上げたとおり、やや息の長い話になり得るということですので、適時適切なタイミングでそれが行えるように我々としてもしっかりと検討を続けたいと思っております。以上でございます。

#### 【大谷構成員】

私も適切にまとめていただいたので、あまり追加でコメントすることもないんですけれども、資料で言いますと3ページのところに災害発生時の衛星放送の活用について論点をまとめていただいているところです。これを実現するには非常に課題満載だということを改めて確認できる項目ばかりとなっているんですけれども、能登地震を経て社会的関心も高まっている衛星放送の意義ということもありますので、引き続き、この点について十分に議論していくことが必要だと思っております。ただ、私自身も何というか、頭の中が能登地震をイメージして、局地的な震災が発生した場合にどのような臨時放送を行うかというような発想でこの問題を捉えていたところがあるんですけれども、先日、南海トラフの注意という臨時情報が提供されたこともあって、改めて大規模な地域での震災ということを想定しますと、これまで検討していた内容に加えてどのような番組を提供するのか、また、放送の実施主体というところには書いていただいていますけれども、なかなか予定通りにいかないということも含めて、どのように考えるのかということ、少し範囲も広げて考えていく必要があるのではないかなと思いましたので、感想めいておりますけれども一言申し添えさせていただきました。以上でございます。

#### 【岡井衛星・地域放送課長】

事務局でございます。災害時の衛星代替に関する御指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおり、今回このような項目を取りまとめていただきましたのは能登地震がきっかけになっているところでございますし、その際に社会的な関心の高まりもありまして、このような論点を採用いただいたものと受け止めております。その一方で、能登半島地震の場合は、地形の関係などもございまして、ケーブルテレビが長い期間にわたって寸断され、かつ、地上波ではなかなか受信できないエリアもあったという背景があり、そのような場面でまさにこの衛星が有

効に機能したようなケースと受け止めております。南海トラフ地震について触れていただきましたが、今後同様の仕組みが機能するためには、今回の能登のように地上波が長期にわたって受信できないようなことが生じることが、まさに適用できる災害の条件としてふさわしいのかなとも思っておりますけれども、なかなかこういった備えについては、しっかり準備をしたとしても実際に発災した後は予想外のことが起こるとというのが、これまでも経験してきているところがございます。ただ、事前の準備の中でできる限りそういったシミュレーションを詳しく行っておく、さらには制度を作り込んでおくということで、できるだけ対応できる場合を広げておきたいと思っておりますし、その意味でも、まずは調査から着手をした上で今後検討を続けていきたいと思っております。以上でございます。

#### 【伊東主査】

どうもありがとうございました。災害発生時における衛星放送の活用に関しましては、地上波の代替における衛星放送の活用とは少し違う面があるのかなと感じております。災害発生時にどこで衛星放送が必要になってくるのかは、あらかじめ想定することができないので、その際に使用する放送方式については既に十分普及している方式を用いなければいけないのではないかと思います。その辺りについての言及は特にないようなのですけれども、いかがでしょうか。

#### 【岡井衛星・地域放送課長】

御指摘ありがとうございます。平時の衛星代替と災害時の衛星代替は、その在り方について様々異なるところがございますので、論点を分けて議論させていただいたところがございます。そして災害時の場合にできるだけ広く受信できるような形で放送すべきというのは、一つの考え方としてあると思っております。まさに受信機が広く普及しており、現地の方々に受信いただける形であることが有効になってくると考えられます。他方、避難所にとって重要な情報を流すということになりますと、その避難所で分かる形であればよいというような考え方もありますし、様々な場面を想定した上でどのような方式がふさわしいかというところ、引き続き精度を上げて検討したいと思っております。ありがとうございます。

#### (4) 閉会

事務局から、第12回会合の日時は別途連絡する旨発言があった。